

別記第 2 号様式

(資格に関する公示)

北海道教育庁根室教育局告示第 19 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

令和 5 年 4 月 14 日

北海道教育庁根室教育局長 日向正明

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和 5 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 3 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和 5 年 4 月 14 日に一般競争入札の公告を行う根室管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成 16 年北海道告示第 447 号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前 1 年間に、高圧（6,000 ボルト以上）電力で、1 件の契約電力が 50kW 以上の電力契約実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前 2 年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成 16 年北海道告示第 447 号の 2 の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年4月14日（金）から令和5年5月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。
 - (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁根室教育局のホームページ
(<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/nky/nyuusatuzyouhou.html>) においてダウンロードすることができる。
 - (3) 申請の方法
資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地
 - (3) 電話番号 0153-24-5829